

桶川駅東口周辺地区まちづくり懇話会設置要綱

(平成24年 5月10日市長決裁)

(設置)

第1条 桶川駅東口駅前交通広場及び駅東口通り線の整備を踏まえ、桶川駅東口周辺地区のまちづくりについて広く意見を傾聴し、もって今後の地区のまちづくりの推進に資するため、桶川駅東口周辺地区まちづくり懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇話会は、次の各号に掲げる事項について意見交換、検討し、市長に報告するものとする。

- (1) 桶川駅東口周辺地区の土地利用の方向性に関すること。
- (2) 市民・公共・民間相互の協力・協調によるまちづくりに関すること。
- (3) その他、目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 懇話会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 別表に掲げる関係団体が選出する者
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 前条の委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員が任期中に退任した場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第5条 懇話会には、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長の指名によりこれを定める。

(会議)

第6条 会議は会長が招集し、その議長となる。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 懇話会は、必要に応じて委員以外の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、桶川市都市整備部駅東口整備推進課において処理し、市民生活部産業観光課がこれを補佐する。

(補則)

第8条 この会則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この会則は、決裁の日から施行する。

別表（第3条関係）

選出区分		人数	適用
地域	自治会	4	寿一丁目、寿二丁目、東一丁目、南一丁目
	商店会	4	駅通り、一番街、中山道、たちばな
	学校関係団体	2	桶川小学校PTA
	地域関係団体等	2～4	桶川駅東口周辺地区まちづくり期成会、桶川駅東口開発促進協議会
社団法人桶川青年会議所		1	
桶川市商工会		3	会長、女性部、青年部